

協議項目第15号

一部事務組合の取扱い（その1）について

一部事務組合の取扱い（その1）について提出する。

平成15年11月4日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

一部事務組合の取扱い（その1）について
1. 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入するものとする。 2. 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入するものとする。 3. 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入するものとする。 4. 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入するものとする。 5. 愛媛県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入するものとする。 6. 今治地区広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入するものとする。 7. 上島地区衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。 8. 上島上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。

平成15年11月4日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い（その1）	関係項目	愛媛県市町村職員退職手当組合、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合
調整方針	・愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。 ・愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。		

愛媛県市町村職員退職手当組合		愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合	
区分	現 況	区分	現 況
名称	愛媛県市町村職員退職手当組合	名称	愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合
設立年月日	昭和32年7月5日	設立年月日	昭和43年1月13日
構成団体	北条市、川之江市、伊予市、東予市、県内全町村(57町村) 42一部事務組合（越智郡老人ホーム組合、越智郡島部消防事務組合、 上島上水道企業団、上島地区衛生事務組合も加入）	構成団体	県内全町村(57町村)
根拠法令等	地方自治法第284条 愛媛県市町村職員退職手当組合同規約	根拠法令等	地方公務員災害補償法 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合同規約
事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2（愛媛県自治会館内）	事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2（愛媛県自治会館内）
共同処理事務	組合市町村(一部事務組合含む。)の職員の退職手当に関する事務	共同処理事務	組合町村議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
議会の組織	定数15人（郡町村会長、組合を組織する市の市長で構成）	議会の組織	定数14人 (選挙区(11区)は、各町村の議長の互選で11名、特別区は、各町村の長の互選で3名)
組合長等	組合長:1人、副組合長:2人 監査委員:2人(議員:1人、有識者:1人)	組合長等	組合長:1人、副組合長:1人 監査委員:2人(議員:1人、知識経験者:1人)
負担金	市町村長等 給料総額の1000分の339 その他職員 給料総額の1000分の150	負担金	平成14年度負担金(決算) 弓削町 20,800円 生名村 19,200円 岩城村 19,200円 魚島村 9,600円

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い（その1）	関係項目	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合
調整方針	・愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。 ・愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。		

愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合		愛媛県市町村交通災害共済組合	
区分	現況	区分	現況
名称	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合	名称	愛媛県市町村交通災害共済組合
設立年月日	昭和27年4月1日	設立年月日	昭和44年4月1日
構成団体	川之江市、伊予三島市、大洲市、伊予市、北条市、東予市、県内全町村(57町村) 9一部事務組合（越智郡島部消防事務組合も加入）	構成団体	東予市、県内全町村(57町村)
根拠法令	地方自治法284条 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合規約	根拠法令	地方自治法284条 愛媛県市町村交通災害共済組合規約
事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2（愛媛県自治会館内）	事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2（愛媛県自治会館内）
共同処理事務	(1) 消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関すること (2) 消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関すること (3) 消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関すること (4) 水防法第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関すること (5) 水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関すること (6) 災害対策基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関すること (7) 消防吏員及び消防団員に係る賞じゅつに関すること	共同処理事務	日本国内で交通事故により災害をうけた組合市町村の住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務
議会の組織	定数17人（郡町村会長及び加入市の市長）	議会の組織	定数12人 （東予市及び周桑郡より2名、その他の郡より各1名を組合市町村長が互選）
組合長等	組合長:1人、副組合長:2人 監査委員:2人(議員:1人、有識者:1人)	組合長等	組合長:1人、副組合長:1人 監査委員:2人(議員:1人、知識経験者:1人)
負担金	平成14年度負担金(決算) (団員割:18,520円×条例定数、人員割:30.5円×国調人口) 弓削町 2,617,869円 生名村 1,620,462円 岩城村 1,829,214円 魚島村 843,587円 越智郡島部消防事務組合 14,910円(賞じゅつ金:210円×71人)	掛金	一般 :600円/人(年額) 中学生以下:250円/人(年額)

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	15 一部事務組合の取扱い（その1）	関 係 項 目	愛媛県自治会館管理組合
調 整 方 針	・愛媛県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。		

愛媛県自治会館管理組合			
区 分	現 況	区 分	現 況
名称	愛媛県自治会館管理組合		
設立年月日	昭和27年3月7日		
構成団体	県内全町村（57町村）		
根拠法令	地方自治法284条 愛媛県自治会館管理組合同規約		
事務所の位置	松山市一番町4丁目1番2（愛媛県自治会館内）		
共同処理事務	愛媛県自治会館の運営管理に関する事務		
議会の組織	定数22人（各郡町村会長及び各郡町村議会議長会長）		
組合長等	組合長:1人、副組合長:3人 監査委員:2人(議員:1人、有識者:1人)		
負担金	なし		

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い（その1）	関係項目	今治地区広域行政事務組合
調整方針	今治地区広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加するものとする。		

区分	現況	区分	現況
名称	今治地区広域行政事務組合	広域自治センター	○今治地区広域自治センター (1) 今治地区勤労青少年ホーム ① 生活相談、職業相談、就職後の補導等の保護及び指導に関すること ② 個人利用及びグループ活動のための施設及び設備の提供に関すること ③ 一般教養及び実務教育に関する講演会、講習会、座談会等の開催に関すること ④ 教養、趣味、娯楽等に関するクラブ活動、レクリエーション活動等の推進指導及び援助に関すること ⑤ 前各号に掲げるもののほか、勤労青少年の保護及び福祉の増進に必要と認められる事業 (2) 今治地区住民研修センター ① 福祉、教育、文化及び産業等の各種の住民研修活動及び各種団体研修活動のための施設及び設備の提供に関すること ② 国・公共団体及び公共的団体の研修活動のための施設及び設備の提供に関すること ③ その他組合長が必要と認める事業
設立年月日	昭和47年7月10日		
構成団体	今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、関前村		
根拠法令	地方自治法第284条 今治地区広域行政事務組合規約		
事務所の位置	今治市北宝来町1丁目1番地の16		
共同処理事務	(1) 今治地区ふるさと市町村圏計画の策定及び実施の連絡調整に関する事務 (2) 今治地区ふるさと市町村圏計画に基づく広域活動計画の事業の実施に関する事務 (3) 今治地区広域自治センターの設置、管理及び運営に関する事務 (4) 電子計算組織の共同利用に関する事務	電子計算業務	○電子計算業務 組合構成団体からの申込みに基づく電子計算組織共同利用の実施手続き、処理経費等業務の運用及び管理 (1) パッチ業務 ホストコンピュータによってシステムを稼動させ、特定の行政事務を処理し、成果品を作成する。主に税の当初賦課等、大量成果品出力処理に用いる。 (2) 分散業務 構成団体等に設置したコンピュータに特定の行政事務を処理するシステムを導入し稼動する。クライアントサーバ型システム(財務会計・住民情報システム等)及び、パソコン単体において稼動する個別のシステムをいう。
議会の組織	定数25人 内訳:関係団体の長 16人(任期:関係団体の長の任期) 今治市議会議員 7人(任期:関係団体の議会の議員の任期) 越智郡町村議会議長の会長 1人(任期:当該議長の会長の任期) 副会長 1人(任期:当該議長の副会長の任期)		
組合長等	組合長 :1人 今治市長 (任期:当該関係団体の長の任期) 副組合長:1人 波方町長 (任期:当該関係団体の長の任期) 収入役 :1人 今治市収入役(任期:当該関係団体の収入役の任期) 監査委員:2人 識見委員 (任期:当該関係団体の監査委員の任期) 議会選出議員(任期:組會議員の任期)		
職員数 ※実数(定数)	組合長の事務部局の職員 一人(19人) 議会の事務部局の職員 一人(4人) 監査委員の事務部局の職員 一人(4人) 計 一人(27人)		

上島合併協議会 調整方針

協議事項	15 一部事務組合の取扱い（その1）	関係項目	今治地区広域行政事務組合
調整方針			

区 分

一般会計決算

基金

現 況

○一般会計決算
歳入
(単位:千円、%)

項 目		平成13年度		平成14年度	
		決算額	構成比	決算見込額	構成比
分担金及び負担金	市町村負担金	752,867	92.8	736,021	92.7
使用料及び手数料	広域自治センター 使用料	6,511	0.8	6,858	0.9
財産収入	利子及び配当金	150	0.0	99	0.0
繰越金	繰越金	9,943	1.2	11,700	1.5
諸収入	預金利子	27	0.0	7	0.0
	ビル管理受託事務収入	1,813	0.2	1,865	0.2
	電子計算受託事務収入	37,089	4.6	36,991	4.7
	雑入	336	0.0	353	0.0
繰入金	広域自治センター 整備基金繰入金	2,904	0.4		
合 計		811,640	100.0	793,894	100.0

歳出
(単位:千円、%)

項 目		平成13年度		平成14年度	
		決算額	構成比	決算見込額	構成比
議会費	議会費	454	0.1	398	0.1
総務費	総務管理費	14,615	1.8	11,049	1.4
広域自治センター 管理費	広域自治センター 管理費	10,204	1.3	7,179	0.9
	広域自治センター 整備基金費	42	0.0	1,139	0.1
勤労青少年ホーム 運営費	勤労青少年ホーム 運営費	2,182	0.3	2,322	0.3
電子計算事業費	一般管理費	9,787	1.2	8,296	1.1
	事業運営費	762,524	95.3	748,768	96.1
	広域高度情報化 推進基金	131	0.0	88	0.0
合 計		799,939	100.0	779,239	100.0

○基金
(単位:千円)

基 金 の 名 称	金額(H14年度決算見込)
広域高度情報化推進基金	87,846
今治地区広域自治センター整備基金	11,907
合 計	99,753

区 分

土地及び建物

特別会計決算

基金

現 況

○土地
(単位:m²)

名 称	所 在	地 積
今治地区広域自治センター敷地	今治市北宝来町1丁目1番地16	644.62

○建物
(単位:m²)

名 称	所 在	地 積
今治地区広域自治センタービル	今治市北宝来町1丁目1番地16	1950.99

○特別会計決算
歳入
(単位:千円、%)

項 目		平成13年度		平成14年度	
		決算額	構成比	決算見込額	構成比
財産収入	利子及び配当金	5,186	100.0	5,228	91.4
繰入金	一般会計繰入金	0	0.0	489	8.6
諸収入	預金利子	0	0.0	0	0.0
合 計		5,186	100.0	5,717	100.0

歳出
(単位:千円、%)

項 目		平成13年度		平成14年度	
		決算額	構成比	決算見込額	構成比
ふるさと市町村圏 基金事業費	ふるさと市町村圏 基金事業費	4,697	100.0	4,986	100.0
合 計		4,697	100.0	4,986	100.0

○基金
(単位:千円)

基 金 の 名 称	金額(H14年度決算見込)
今治地区ふるさと市町村圏基金	1,000,000

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	15 一部事務組合の取扱い（その1）	関 係 項 目	上島地区衛生事務組合
調 整 方 針	上島地区衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。		

区 分	現 況	区 分	現 況
名称	上島地区衛生事務組合	一般会計決算	○一般会計決算 歳入 (単位:千円、%)
設立年月日	昭和46年1月27日		
構成団体	弓削町、生名村、岩城村及び魚島村		
根拠法令	地方自治法第284条 上島地区衛生事務組合同約		
事務所の位置	越智郡生名村621番地1		
共同処理事務	し尿処理施設の設置管理及び運営に関する事務		
議会の組織	定数8人 内訳 議 長:1人(岩城村長) 副議長:1人(魚島村長) 議 員:6人(弓削町、生名村の助役及び構成団体の議会議員)		
組合長等	組合長 :1人 生名村長 (任期:当該関係団体の長の任期) 副組合長:1人 弓削町長 (任期:当該関係団体の長の任期) 収入役 :1人 生名村収入役(任期:当該関係団体の収入役の任期) 監査委員:2人 弓削町、岩城村の議会選出の監査委員 (任期:当該関係団体の議員の任期)		
職員数 ※実数(定数)	2人(3人)		
施設の状況	建設年度:昭和57、58年度 処理方法:高負荷酸化処理方法 処理能力:15kl/日		基金
		土地及び建物	基金の名称 金額(H14年度決算見込)
			上島地区衛生事務組合減債基金 10,818
			土地 9,994.46㎡ 建物 900.33㎡ 〔し尿処理施設 723.90㎡ 旧管理人住宅 51.00㎡ 旧し尿処理施設 125.43㎡〕

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	15 一部事務組合の取扱い（その1）	関 係 項 目	上島上水道企業団
調 整 方 針	上島上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新町に引き継ぐものとする。		

区 分	現 況	区 分	現 況																																				
名称	上島上水道企業団	損益計算書	<table><tr><td></td><td>平成13年度</td><td>平成14年度</td><td>(単位:円)</td></tr><tr><td>営業収益</td><td>178,572,180</td><td>182,879,020</td><td></td></tr><tr><td>営業外収益</td><td>54,660,558</td><td>57,128,574</td><td></td></tr><tr><td>営業費用</td><td>176,653,860</td><td>180,902,811</td><td></td></tr><tr><td>営業外費用</td><td>48,370,384</td><td>46,285,694</td><td></td></tr><tr><td>経常利益</td><td>8,208,494</td><td>12,819,089</td><td></td></tr><tr><td>前年度繰越利益剰余金</td><td>703,063</td><td>911,557</td><td></td></tr><tr><td>当年度未処分利益剰余金</td><td>8,911,557</td><td>13,730,646</td><td></td></tr></table>		平成13年度	平成14年度	(単位:円)	営業収益	178,572,180	182,879,020		営業外収益	54,660,558	57,128,574		営業費用	176,653,860	180,902,811		営業外費用	48,370,384	46,285,694		経常利益	8,208,494	12,819,089		前年度繰越利益剰余金	703,063	911,557		当年度未処分利益剰余金	8,911,557	13,730,646					
	平成13年度		平成14年度	(単位:円)																																			
営業収益	178,572,180		182,879,020																																				
営業外収益	54,660,558		57,128,574																																				
営業費用	176,653,860	180,902,811																																					
営業外費用	48,370,384	46,285,694																																					
経常利益	8,208,494	12,819,089																																					
前年度繰越利益剰余金	703,063	911,557																																					
当年度未処分利益剰余金	8,911,557	13,730,646																																					
設立年月日	昭和58年2月1日	貸借対照表	<table><tr><td>資産合計 (負債資本合計)</td><td>4,502,254,105</td><td>4,485,703,604</td></tr></table>	資産合計 (負債資本合計)	4,502,254,105	4,485,703,604																																	
資産合計 (負債資本合計)	4,502,254,105		4,485,703,604																																				
構成団体	弓削町、生名村及び岩城村	企業債残高	<table><tr><td></td><td>756,042,284</td><td>721,041,724</td></tr></table>		756,042,284	721,041,724																																	
	756,042,284		721,041,724																																				
根拠法令	地方自治法第284条 上島上水道企業団規約	財産	<table><tr><td>固定資産明細書</td><td></td><td></td></tr><tr><td>土地</td><td>19,400,400</td><td>19,400,400</td></tr><tr><td>建物</td><td>243,302,330</td><td>242,517,014</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>38,556,232</td><td>37,664,728</td></tr><tr><td>構築物</td><td>3,110,080,992</td><td>3,085,162,937</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>896,049,705</td><td>864,139,037</td></tr><tr><td>車輛運搬具</td><td>1,160,601</td><td>779,001</td></tr><tr><td>船舶</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>805,870</td><td>580,657</td></tr><tr><td>計</td><td>4,309,356,131</td><td>4,250,243,775</td></tr><tr><td>無形固定資産明細書</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電話加入権</td><td>160,600</td><td>160,600</td></tr></table>	固定資産明細書			土地	19,400,400	19,400,400	建物	243,302,330	242,517,014	建物附属設備	38,556,232	37,664,728	構築物	3,110,080,992	3,085,162,937	機械及び装置	896,049,705	864,139,037	車輛運搬具	1,160,601	779,001	船舶	1	1	工具器具備品	805,870	580,657	計	4,309,356,131	4,250,243,775	無形固定資産明細書			電話加入権	160,600	160,600
固定資産明細書																																							
土地	19,400,400		19,400,400																																				
建物	243,302,330		242,517,014																																				
建物附属設備	38,556,232		37,664,728																																				
構築物	3,110,080,992		3,085,162,937																																				
機械及び装置	896,049,705		864,139,037																																				
車輛運搬具	1,160,601		779,001																																				
船舶	1		1																																				
工具器具備品	805,870		580,657																																				
計	4,309,356,131	4,250,243,775																																					
無形固定資産明細書																																							
電話加入権	160,600	160,600																																					
事務所の位置	越智郡弓削町下弓削21番地4																																						
共同処理事務	上水道事業の設置及び経営に関する事務																																						
議会の組織	定数10人 (関係町村長、関係町村議会議長及び関係町村議会のうちから選挙された者) (内訳) 弓削町:4人、生名村:3人、岩城村:3人																																						
企業長等	企業長 :弓削町長 (任期:関係町村町の任期) 監査委員:2人(知識経験者) (任期:4年)																																						
職員数	3人																																						
水源地	広島県沼田川水道用水供給水道(棕梨ダム)																																						
取水地点	広島県因島市洲江町赤崎(上島分水点)																																						
事業認可	昭和58年2月1日																																						
竣工日	平成元年3月31日																																						

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	15 一部事務組合の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	資 料	

一部事務組合の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【地方自治法】 （組合の種類及び設置） 第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。 2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、これらの事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。 5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。 6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。 （組織、事務及び規約の変更） 第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。 2 一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。 （解散） 第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。 （財産処分） 第二百八十九条 第二百八十六条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。 （議会の議決を要する協議） 第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条、第二百八十八条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。	☆篠山市 <H11.4.1合併> 【兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町】 (1) 一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。 (2) 事務の委託については、4町は、合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については、2町は、合併の日の前日をもって規約を廃する。 ☆西東京市 <H13.1.21合併> 【東京都 田無市、保谷市】 ① 一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 ② 協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。 ☆さいたま市 <H13.5.1合併> 【埼玉県 浦和市、大宮市、与野市】 (1) 一部事務組合等の取扱い 埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。 埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。 埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 【熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村】 (1) 一部事務組合については、5か町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。 (2) 事務の委託については、5か町村は合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の規約内容により締結する。 但し、委託事務の処理に間隙が生じる場合は、その期間、新町において公平委員会設置条例を制定する。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 【高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村】 1 5町村内で組織する一部事務組合（高吾北広域町村事務組合・林道桐見川白石川線管理組合）については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に財産・職員・事務とも新しいまちに引き継ぐ。 2 5町村以外の市町村も加入する一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、引き続き加入すべき一部事務組合については新しいまちにおいて合併の日に加入する。 3 日高村佐川町学校組合については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により日高村の理解を得、規約変更の手続きを経て存続させる。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	15 一部事務組合の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先 進 事 例	
☆重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 東温消防等事務組合及び温泉郡川内町重信町衛生組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日すべての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。 (2) 当該組合が関係自治体及び関係機関と取り交わしている協定等については、すべて新市に引き継ぐものとする。 (3) 当該組合の職員については、すべて新市の職員として身分を引き継ぐものとする。 (4) 当該組合の職員定数については、それぞれの現行定数を新市へ移行することとし、新市において策定する定員適正化計画により、定員管理の適正化に努める。 (5) 職員の職名については、新市において調整する。 (6) 現職員については、現給を保障する。	☆西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に移譲し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の（新市名）土地開発公社として存続するものとする。 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。 新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加するものとする。 周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。 西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加するものとする。 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加するものとする。
☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 - 宇摩地区広域市町村圏組合については、別子山村との財産協議等の調整を踏まえ、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新市に引き継ぐものとする。 - 銅山川上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新市に引き継ぐものとする。 - 銅山川工業用水道企業団については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等については、すべて新市に引き継ぐものとするが、なお新市において地方独立行政法人化を検討するものとする。 - 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日当該組合に加する。 - 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。 - 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。 - 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日当該組合に加する。 - 銅山川疏水組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産等については、すべて新市に引き継ぐものとする。	
☆南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 5町村で構成する一部事務組合については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新町に引き継ぐものとする。 また、5町村以外にも構成団体がある一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において加入または調整することとする。 南宇和土地開発公社については、新町において〇〇〇町（新町名）土地開発公社として存続するものとする。	